



## 国産材の家認定制度の仕組みと申請フロー



- 国産材の家認定の手順**
- 1 工務店は建設する住宅の部材について、森林所有者から「産地証明書」および「植栽計画書・伐採届等」を受け取り、「認定申請書」に添付して国産材活用協議会に提出する。
  - 2 協議会において申請内容を審査する。
  - 3 要件を満たしていれば「国産材の家認定証」および「二酸化炭素固定量・吸収量簡易計算書」が協議会から発行される。
  - 4 工務店は施主に「認定証」を贈呈し、以下の点を説明し、意義のある選択であると讃える。
    - 再造林が担保された森林から生産された木材であること (伐りっぱなしではない)
    - 炭素の固定を通じて環境に貢献する家であること (カーボンニュートラルへの寄与)
    - 森林所有者の経営意欲の喚起、木材供給地域での雇用の確保、森林の健全性への寄与 (地方創生を応援)
  - 5 施主は、国産材の家を選択したことの意義と効用を積極的に周りの方々に広める。
  - 6 工務店は、環境に貢献する住宅、日本の森林の健全性への寄与、国産材資源の有効活用面での貢献を積極的に発信する。
  - 7 協議会は、「国産材の家認定」を受けた住宅および施工した工務店について、会員および関係団体等による宣伝やPRを積極的に展開する。
  - 8 協議会は、必要に応じて、申請者 (工務店) が使用した部材の伐採跡地が適切に植栽されていることを確認し、不備がある場合は改善を指示する。
  - 9 協議会は申請者 (工務店) や森林所有者等と相談の上、「国産材の家認定制度」の普及のためのシンポジウムの開催等を企画する。

## 国産材の家認定制度の申請方法と問い合わせ先

### 必要書類

「国産材の家認定制度」の申請に係る必要書類は5点あり、「国産材を活用し日本の森林を守るため共に行動する企業」に登録している工務店が用意する。

- 様式1) 「国産材の家」認定申請書
- 様式2) 産地証明申請書
- 様式3) 植栽計画書・伐採届等
- 様式4) 平面図
- 様式5) 仕様書等

### 認定証の発行

「国産材の家認定制度」の認定後、協議会から2点の書類が発行される。

- 様式6) 「国産材の家」認定証
- 様式7) 二酸化炭素固定量・吸収量簡易計算書

### 申請手数料

「国産材の家認定制度」の申請手数料は申請工務店が負担する (5,000円/1件)

※なお、当該実施細則は、令和3年10月1日から施行予定。

### 共に行動する企業とは

これまで日本の森林づくりにかかわってきた森林・林業関係団体では、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」(注) (以下、協議会という) を立ち上げ、国産材を優先的に利用し、日本の森林を守るため共に行動してくれる企業を広く募集しています。

協議会では、運動の目的に賛同し、日本の森林の現状を憂い何らかの行動を起こしていかなければならないと考え、協議会のメンバーとともに国産材の活用に取り組んでいただける企業の皆さんを、「国産材を活用し日本の森林を守るため共に行動する企業」として認定させていただきます。

認定企業の皆さんには、国産材の活用に取り組んでいただくとともに、「国産材活用運動マーク」を使用していただき、協議会と共に活動をアピールし、運動の輪を広げるために使っていただくことにしています。その際、当該マークの使用料として年間5万円の基本使用料をお願いし、協議会による「伐って、使って、植えて、育てる」運動の普及活動等のために活用することとしています。

### 申請方法

協議会のホームページ ([http://www.kokusanzaikaituyo.jp/kigyou/2\\_index\\_detail.php](http://www.kokusanzaikaituyo.jp/kigyou/2_index_detail.php)) から「国産材を活用し日本の森林を守るため共に行動する企業認定申請書」をダウンロードし、協議会宛てに提出してください。

なお注意事項として、

- (1) 協議会に提出した申請書等の内容を協議会のホームページに公開することを承諾願います。
  - (2) 認定の有効期間は、認定の日から3年とします。更新を希望する企業は、有効期間終了の2カ月前までに、所定の認定延長申請書を提出していただくこととしています。
  - (3) 国産材を活用し日本の森林を守る運動にそぐわない行動を行っていると思われる場合は、協議会の判断で、認定、マーク、名称の使用を中止していただく場合があります。その場合、ホームページに措置の内容を公開することとします。
- (注) 加盟団体：(一社)日本林業協会、(一社)全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、(一社)日本林業経営者協会、(一社)全日本木材市場連盟、(一社)林業機械化協会、(一社)木になる紙ネットワーク

### 申請に関する問い合わせ

一般社団法人 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会 事務局 (全国木材組合連合会内)  
 担当 肥後、中原  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階  
 Tel: 03-3580-3215 / Fax: 03-3580-3226

### 様式1) 認定申請書

【様式1】 受理日 年 月 日 申請書類  
 一般社団法人 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階  
 Tel: 03-3580-3215 / Fax: 03-3580-3226  
 E-mail: [ ]

申請日 年 月 日

「国産材の家」認定申請書  
 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会「国産材の家」認定を下記のとおり申請します。

申請者名	名称	住所	〒	市区
所在地	〒	市区	町	番
国産材活用認定番号	申請者の「国産材活用認定番号」の記載および方印捺印を義務とする。			
Tel	Fax			
代表者氏名	E-mail			

【認定申請対象住宅】

申請者氏名	工務店
工業種別	住宅
工業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
建築費総額 (万円)	完了済否 ( )
完了済年月日	完了済番号
延床面積	階数

【使用材種別】

国産材 (合法伐採木材) (m <sup>3</sup> )	輸入材 (m <sup>3</sup> )	合計 (m <sup>3</sup> )	国産材比率 (%)
--------------------------------	-----------------------	----------------------	-----------

【国産材・樹種別材種】

材種区分	名称	用途	材種区分	名称	用途
材種区分	名称	用途	材種区分	名称	用途

日本林業協会の「国産材の家」認定 (国産材の家認定) を受けた企業は、協議会等の認定が確認できる書類の添付が必須です。

申請書類の様式

申請書  
 申請書  
 申請書

### 様式6) 認定証

【様式6】 「国産材の家」認定証

発行番号 第 00-000 号  
 発行年月日 令和 年 月 日

施主氏名 様  
 施工者名 様

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階  
 一般社団法人 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会  
 会長

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請されました対象住宅に付き、下記のとおり「国産材の家」であることを認定します。

記

【認定住宅】

工事名	〇〇様邸新築工事
工業種別	住宅
工業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【新築工事使用木材材種】

使用材種 (m <sup>3</sup> )	国産材 (合法伐採木材) (m <sup>3</sup> )	輸入材 (m <sup>3</sup> )	計 (m <sup>3</sup> )	国産材比率 (%)
------------------------	--------------------------------	-----------------------	---------------------	-----------

【国内産地・樹種別材種】

伐採地名	区分	スギ	ヒノキ	スギ・ヒノキ以外
計				

国産材材種計 〇

【炭素・二酸化炭素固定量・吸収量】

炭素固定量	二酸化炭素固定量	森林二酸化炭素吸収量
-------	----------	------------